

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。
第十七条第一号二中「食料費」を「食糧費」に改める。

別表第一避難所の設置の項支出の限度の欄第二号中「（前号の規定が適用される場合にあっては、同号の規定による加算後の金額）」を削り、同表応急仮設住宅の項支出の限度の欄中「五、五一六、〇〇〇円」を「五、六一〇、〇〇〇円」に改め、同項適用範囲の欄中「有する施設を有する施設」を「有する施設」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項支出の限度の欄中「一、一三〇円」を「一、一四〇円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項支出の限度の欄第一号中「一八、四〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「三九、五〇〇円」を「三九、七〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「五四、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「四一、八〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「六四、二〇〇円」を「六四、五〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五三、二〇〇円」に、「八〇、八〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一二、二〇〇円」に改め、同欄第二号中「一二、七〇〇円」を「一二、八〇〇円」に、「一二、一〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二一、五〇〇円」に、「一八、六〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、一〇〇円」に改め、同項適用範囲の欄第二号を次のように改める。

二 被服

別表第一被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項適用範囲の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同表助産の給付の項支出の限度の欄第二号中「二割引」を「百分の八十」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項支出の限度の欄中「五七四、〇〇〇円」を「五八四、〇〇〇円」に改め、同表学用品の給与の項支出の限度の欄第一号1中「使用している教材」を「使用するもの」に改め、同表埋葬の項支出の限度の欄中「二二〇、二〇〇円」を「二二一、三〇〇円」に、「一六八、一〇〇円」を「一六八、九〇〇円」に改め、同項適用範囲の欄中「なるべく」を「原則として」に改め、同表災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去の項支出の限度の欄中「一三五、一〇〇円」を「一三五、四〇〇円」に改める。

別表第二日当の欄中「二〇、九五〇円」を「二一、五〇〇円」に、「一五、七七〇円」を「一六、〇五〇円」に、「一七、七一〇円」を「一七、三〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を

を「二四、〇五〇円」に、「一七、一五〇円」を「一七、〇五〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二一、七〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。